地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償情報であって第百二十七条で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって第百二十七条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十七条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十九条で定めるもの	内閣総理大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十条で定めるもの	内閣総理大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって第百二十九条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	百二十七　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	百二十八　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	百二十九　厚生労働大臣
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	百三十　平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	
内閣総理大臣	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの		

内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十二条で定めるもの	百三十一　市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百三十三条で定めるもの	百三十二　市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの	百三十三　都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって第百三十五条で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの	百三十四　厚生労働大臣	精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）による精神保健福祉士の登録に関する事務であって第百三十六条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの	百三十五　厚生労働大臣	言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）による言語聴覚士の免許に関する事務であって第百三十七条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの	百三十六　都道府県知事	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十五条で定めるもの		
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十六条で定めるもの		
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十七条で定めるもの		
市町村長	住民票関係情報であって第百三十八条で定めるもの		
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十八条で定めるもの		